

公述意見の要旨と市の考え方

●公述人 1

公述の要旨	市の考え方（案）
<p>平成 18 年 10 月 23 日、国県市による円海山北鎌倉近郊緑地保全区域拡大についての説明会の開催通知に、区域指定後は都市計画により近郊緑地特別保全地区に指定することも検討していますと書いてあったため、この次は特別保全地区の説明だと思っていたが、今回の風致地区指定の素案説明会の開催通知が唐突に送られてきた。特別保全地区にすれば良いのであって、なぜ風致地区でなければいけないのか分からない。</p>	<p>円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域に定める近郊緑地保全計画では、良好な自然環境を保全するため、風致地区制度等の他の緑地保全に資する制度を併せて活用することにより、当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとしています。</p> <p>そのため、本市では、緑地保全の実効性を高めるため、近郊緑地保全区域と同一の区域に、都市計画法に基づく風致地区の指定拡大について検討してきました。</p> <p>また、近郊緑地特別保全地区は「近郊緑地保全区域」内で特に良好な自然環境を有する地区を都市計画に定めるものです。本市では、平成 18 年度の円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域拡大の後、平成 19 年度に拡大区域内の植生調査を実施し、良好でまとまりのある樹林地等について、近郊緑地特別保全地区指定の計画を検討しており、指定については今後、土地所有者への説明を行っていきます。</p>
<p>昨年、円海山北鎌倉近郊緑地保全区域の指定があったうえ、さらに土地所有者にとって何のメリットもない風致地区の指定は絶対にやめていただきたい。公田地区は鎌倉市に接しており、私たちは鎌倉の風致地区の規制がいかに厳しいかということを知っている。</p> <p>また、この地域では圏央道の一部としての横浜環状道路と、都市計画道路の上郷公田線の大型公共事業が進行中である。大型公共事業を進めながら、私権の制限が厳しい風致地区の指定を進めるのはなじまないのではないか。</p> <p>私たちが所有している農地を今すぐ他の用途にする予定があるわけではないが、将来に向けて、風致地区指定に関しては、どうしても見直していただきたい。</p>	<p>本市ではこれまで、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域に拡大指定された栄区公田町及び上郷町の一部の地区について、風致地区の指定に向けた検討を進めてきましたが、全市的には、「横浜みどりアップ計画」等の緑の保全・創造に向けた検討も併せて進めてきました。</p> <p>そのため、本地区における緑地保全策につきましても、改めて、他の制度の活用等も含め幅広く検討すべきであるとの結論に至り、現時点では、本地区における風致地区指定の都市計画手続きの進行を見送ることといたします。</p>